県 政 経 営 会 議 資 料 令和3年(2021年)4月12日 総 務 部 税 政 課

専決処分につき承認を求めることについて (滋賀県税条例の一部を改正する条例)

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布されたことを受け、改正が必要となる滋賀県税条例の規定のうち、令和3年4月1日に施行すべき規定等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決により改正を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 概要

(1) 個人県民税

ア 住宅ローン控除の特例の延長等

所得税において、控除期間を13年間とする特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれない額を個人県民税から控除することとする。(付則第29条関係)

(2) 不動産取得税

ア 特例措置の新設

- (ア) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置(付則第8条関係)
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置(付則第8条関係)

イ 特例措置等の適用期限の延長【特に記載のあるものを除き、令和5年3月31日まで】

- (ア) 農用地利用集積計画に基づき取得する一定の十地に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
- (イ) 投資法人等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
- (ウ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
- (エ) 公益社団法人等が取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
- (オ) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
- (カ) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置・当該住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置(付則第8条および第9条関係)
- (キ) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置(付則 第8条関係)
- (ク) 住宅および土地の取得に係る税率の特例措置(付則第9条関係)【令和6年3月31日まで】
- (ケ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置(付則第9条関係)
- (1) 宅地建物取引業者がリフォームを行った一定の住宅の用に供する家屋・当該家屋の敷地の用に供する土地に係る税額の減額措置(付則第9条関係)
- (サ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置(付則第9条の2関係)【令和6年3月31日まで】
- (ジ) 東日本大震災による被災代替家屋・当該家屋の敷地の用に供する土地・被災代替農用地に係る課税標準の特別措置(付則第22条関係)【令和8年3月31日まで】

(3) 軽油引取税

ア 軽油引取税に係る免税の手続における押印廃止 (第58条の10関係)

イ 課税免除の特例措置の延長等

以下について縮減の上、特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。(付則第10条の2の6関係)

- ・鉱さいバラス製造業のうち中小事業者等以外の者
- ・廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者であって中小事業者等以外の者
- ・木材加工業のうち木材注薬業
- ウ 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置の延長(付則第10条の2の6関係)

(4) 自動車税

ア 環境性能割の税率区分の見直し

新たな2030年度燃費基準の下で環境性能割の税率の適用区分を見直す。 (第66条関係)

<例:自家用乗用車> 【相伝(全和二 9年度)】

【現行(行	7和元、2年度)	1
区	分	税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイフ クリーンディーセ	ジル車	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2020年度基準 +20%達成 2020年度基準 +10%達成	1%
	2020年度基準 達成	2%
上記以外		3%

【改正案(令和3、4年度)】

	区分		税率
	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリット	で 自動車	非課税
)	ガソリン車	2030年度基準 85%達成	
	ハイブリッド車 LPG車	2030年度基準 75%達成	1%
	<u>クリーンディーゼル車</u>	2030年度基準 60%達成	2%
	上記以外 または2020年度基準未達成車		3%

※クリーンディーゼル車について、経過措置あり

イ 環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車を取得した場合に環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9か月延 長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。(付則第10条の2の11関係)

ウ 種別割のグリーン化特例の見直し

軽課については、重点化等を行った上で2年延長し、重課については、現行の措置を2年延長する。 (付則 10条の3関係)

<例:自家用乗用車>(軽課)

【現行】

取得期間:平成31年4月1日~令和3年3月31日

軽課年度:取得の翌年度分のみ

区分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車 2020年度基準+30%達成	75%軽減
2020年度基準+10%達成	50%軽減

【改正案】

取得期間:令和3年4月1日~令和5年3月31日

軽課年度:取得の翌年度分のみ

上於 1		
区分	軽減率	
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車	75%軽減	

(5) その他必要な規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2(5)の一部は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に 掲げる規定の施行の日から施行。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油 引取税および自動車税について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

- ア 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、 特定保有株式を適用対象から除外することとします。(付則第14条の2の3関係)
- イ 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人 の県民税まで延長する等の措置を講ずることとします。(付則第29条関係)

(2) 不動産取得税

- ア 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。(付則第8条関係)
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。(付則第8条関係)
- ウ 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとします。
 - (ア) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
 - (イ) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
 - (ウ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例 措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
 - (エ) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
 - (オ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の

用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

- (カ) 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法(昭和25年法律第214号) に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税 標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8 条関係)
- (キ) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (ク) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス 付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限 を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (ケ) 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (コ) 住宅および土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。(付則第8条の2関係)
- (サ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号)に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に 供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することと します。(付則第9条関係)
- (シ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス 付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の 減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)
- (ス) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)
- (t) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限る。)の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)
- (ツ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を 令和6年3月31日まで延長することとします。(付則第9条の2関係)

- (タ) 東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下「代替家屋」という。)を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。(付則第22条関係)
- (チ)被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。(付則第22条関係)
- (ツ) 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。(付則第22条関係)

(3) 軽油引取税

- ア 軽油引取税に係る免税の手続について、押印を要しないこととします。(第58条の10 関係)
- イ 軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象から鉱さいバラス製造業を営む者のうち中小事業者等以外のものならびに廃棄物処理事業を営む者のうち産業廃棄物処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者であって中小事業者等以外のものを縮減した上、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の6関係)
- ウ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響 事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律 第60号)、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第 145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴 い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)または国際平和共同対処 事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 (平成27年法律第77号)に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税 免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。 (付則第10条の2の6関係)
- エ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と 我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約 東で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に 供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6 年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の6関係)

(4) 自動車税

- ア 環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととします。(第66条関係)
 - (ア) 次に掲げるガソリン自動車 100分の1
 - a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安 基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素 酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2 分の1を超えないこと。
 - ロ 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安 基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素 酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4 分の1を超えないこと。
 - (b) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する エネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により 定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギ ー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降 の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和12年度 基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65を乗じて得た数値以上であるこ と。
 - (c) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。
 - b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) a (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - c 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) a (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - d 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) a (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
 - e 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいず

れにも該当するもの

- (a) a (a) イまたは口に該当すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- f 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる石油ガス自動車 100分の1
 - a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安 基準(以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素 酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2 分の1を超えないこと。
 - ロ 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安 基準(以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素 酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4 分の1を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) a (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ウ) 次に掲げる軽油自動車 100分の1
 - a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年軽油軽中量車基準」という。)または平成21年10月1日以降に

適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

- (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
- (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - ロ 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の 排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値 の10分の9を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもの
 - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- e 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合すること。
 - ロ 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じ

て得た数値以上であること。

- (エ) 次に掲げるガソリン自動車((ア)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
 - a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (7) a (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - b 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当する もの
 - (a) (7) a (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
 - c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (7) a (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもの
 - (a) (7) f (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 次に掲げる石油ガス自動車((イ)の適用を受けるものを除き、乗用車に限る。) 100 分の2
 - a (イ) a (a) イまたは口に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて 得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (カ) 次に掲げる軽油自動車 ((ウ)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
 - a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもの

- (a) (ウ) c (a) イまたは口に該当すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (ウ) e (a) イまたは口に該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (キ) (ア)から(カ)までの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- イ 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとします。 (付則第10条の2の11関係)
- ウ 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車または 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(以下「路線 バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る 環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとし ます。(付則第10条の2の12関係)
- エ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員30人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点または終点とするものに係る控除額を800万円に引き上げた上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の12関係)
- オ 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一 定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課 税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第10 条の2の12関係)
- カ 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック(けん引自動車および被けん 引自動車を除く。キにおいて同じ。)のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制 御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受け るものについて、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、通 常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることと します。(付則第10条の2の12関係)

- キ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車 線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準 の特例措置の適用期限を令和3年10月31日まで延長することとします。(付則第10条の2 の12関係)
 - (ア) 車両総重量が5トン以下の一定の乗用車またはバス(以下「バス等」という。)
 - (4) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の一定のバス等
 - (ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下の一定のトラック
 - (エ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック
- ク 車両総重量が8トンを超える一定のトラック(被けん引自動車を除く。)のうち、側方 衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が 令和5年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環 境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。(付則第10条の2の12関係)
- ケ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回 新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特 例措置について、次のとおり延長することとします。(付則第10条の3関係)
 - (ア) 環境負荷の少ない自動車

令和3年度および令和4年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の 翌年度に次の特例措置を講ずることとします。

- a 次に掲げる自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。
 - (a) 電気自動車
 - (b) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車
 - (c) プラグインハイブリッド自動車
 - (d) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの
 - (e) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの
 - (f) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの
- b 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(aの適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね100分の50を軽減すること。
 - (a) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であって、エネルギー消費効率が 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和 2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

- (b) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であって、エネルギー消費効率が 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和 2年度基準エネルギー消費効率以上のもの
- (c) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であって、エネルギー消費効率が令和 12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年 度基準エネルギー消費効率以上のもの

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。)、一般乗合用のバスおよび被けん引自動車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バスおよびトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずること。

- a ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を 受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初 回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日 の属する年度

3 その他

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。ただし、(3)の一部は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第一号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
目次 省略	目次省略
 第1条から第58条の9条まで 省略 	第1条から第58条の9条まで 省略
 第58条の10 省略	第58条の10 省略
2 省略	2 省略
3 第1項の規定による申請書の提出は、2人以上の免税軽油使用者が引取	3 第1項の規定による申請書の提出は、2人以上の免税軽油使用者が引取
りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすること	りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすること
ができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油	ができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油
使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使	使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使
用者ごとに <u>記名押印した</u> 施行令第43条の15第9項に規定	用者ごとにその氏名または名称を記載した施行令第43条の15第9項に規定
する明細書を添付しなければならない。	する明細書を添付しなければならない。
4 および 5 省略	4 および 5 省略
6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された	6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された
販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証	販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証
に記名押印しなければ ならない。	に <u>自己の氏名または名称を記載しなければ</u> ならない。
7 および8 省略	7 および8 省略
第58条の11から第65条まで 省略	第58条の11から第65条まで 省略
(環境性能割の税率)	(環境性能割の税率)
第66条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項にお	第66条 次に掲げる自動車 (法第149条第1項 (同条第2項 <u>または第3項</u> にお
いて準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。)の規定の適	いて準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。) の規定の適
用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1	用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1
とする。	とする。
(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる	(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる

自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)を除く。次項第1号において同じ。)

- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第1項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率 (以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。) であつて<u>令和2年度以降</u>の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「<u>令和2年度基準エネルギー消費効率」という。) 以上であること。</u>

(新設)

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第2項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率に100分</u> の110を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)を除く。次項第1号において同じ。)

- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第1項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー 消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。) であつて<u>令和12年度以降</u>の各年度において適用されるべきものとし て定められたもの(以下この条において「<u>令和12年度基準エネルギー消費効率」という。</u>) に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第2項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分</u> の75 を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- ウ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量を いう。以下この条および第73条の5第4項において同じ。)が2.5トン 以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則第9条の4第3項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年 度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」とい
 - う。) に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定 するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう

- ウ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量を いう。以下この条および第73条の5第4項において同じ。)が2.5トン 以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則第9条の4第3項に規定するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率

以上であること。

- エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当す るもので総務省令で定めるもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年 度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」とい う。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定 するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の110を乗じて得た数値以上であること。
- カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定 するもの

- (ア) 省略
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分</u> の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。 次項第2号において同じ。)
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第6項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> 以上であること。

(新設)

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第7項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率に100分</u> <u>の110</u>を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

(3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。) (新設)

- ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定 するもの
- (ア) 省略
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分</u> の115を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。 次項第2号において同じ。)
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第6項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分</u> の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第7項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分</u> の75 を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上で あること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。)
 - <u>ア</u> 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で 定めるもの
 - (7) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降 に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省 令で定めるもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」

(新設)

- <u>ア</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
 - b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定め

- という。) または同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。) に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分 の65を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- <u>イ</u> <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で</u> <u>定めるもの</u>
 - (ア) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- <u>ウ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および 粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸 化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

る窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定 するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの (ア)および(イ) 省略
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の110を乗じて得た数値以上であること。
- おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除 おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除 く。) に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第12項に規定するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の110を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の110を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定 するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の115を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの (ア)および(イ) 省略

(削除)

- | 2 次に掲げる自動車 (法第149条第1項および前項 (第4項 に 2 次に掲げる自動車 (法第149条第1項および前項 (第4項または第5項に く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車
 - ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第12項に規定するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分 の60 を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上で あること。

(削除)

- 9条の4第13項に規定するもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - <u>a</u> 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
- (1) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- <u>ウ</u> 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれ にも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分</u> の110を乗じて得た数値以上であること。
- <u>エ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率<u>以上</u> であること。
- <u>オ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分</u> の105を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車

- <u>イ</u> 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれ にも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分</u> の115を乗じて得た数値以上であること。
- <u>ウ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率<u>に100分</u> の105を乗じて得た数値以上であること。
- <u>エ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分</u> <u>の110</u>を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車 (乗用車に限る。) のうち、次のいずれにも該当する もので総務省令で定めるもの

- <u>ア</u> 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 9条の4第17項に規定するもの
 - <u>(ア)</u> 次のいずれかに該当すること。
 - <u>a</u> 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
 - (1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の110を乗じて得た数値以上であること。
- <u>イ</u> <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第</u> 9条の4第18項に規定するもの
 - <u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u>
 - <u>a</u> 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車 (新設)

- ア次のいずれかに該当すること。
 - (7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- <u>イ</u> エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分 の60を乗じて得た数値以上であること。
- <u>ウ</u> エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (3) 次に掲げる軽油自動車
- <u>ア</u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるも <u>の</u>
 - (7) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定 するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上 であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定 するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの (ア)および(イ)
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の105を乗じて得た数値以上であること。
- 課する環境性能割の税率は、100分の3とする。
- |4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)および第2項(第1|4 第1項(第1号アからエまでに係る部分に限る。)および第2項(第1 | 号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギ|| 号アおよびイ に係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギ|

- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分 の60を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上で あること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定 するもの
 - (7) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定 するもの
 - (ア) 省略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分 の110を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいず れにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。

(削除)

- |3 法第149条第1項および前2項(次項 において読み替えて潍3 法第149条第1項および前2項(次項または第5項において読み替えて準 用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して

 用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して
 課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

一消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法とし て施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を 算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算 定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。

丁りに此が首んるものとする。		
省略		
第1項第1号ア(イ)	施行規則第9条に規	第4項に規定する基準
	定する基準エネルギ	エネルギー消費効率で
	ー消費効率 (以下この	あつて平成22年度
	条において「基準エネ	
	ルギー消費効率」とい	
	う。) であつて令和2	
	<u>年度</u>	
	この条において「合和	この号および次項第1
	2年度基準エネルギ	号において「平成22年
	ー消費効率」という。)	度基準エネルギー消費
		効率」という。)に <u>100</u>
		分の150を乗じて得た
		<u>数値</u>
(新設)		

ー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法とし て施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を 算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算 定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を 算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄 算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。

ナのに配ぐ合えるものとする。		
省略		
第1項第1号ア(イ)	施行規則第9条に規	第4項に規定する基準
	定する基準エネルギ	エネルギー消費効率で
	ー消費効率 (以下この	あつて平成22年度
	条において「基準エネ	
	ルギー消費効率」とい	
	う。) <u>であつて令和12</u>	
	<u>年度</u>	
	この条において「令和	この号および次項第1
	12年度基準エネルギ	号において「平成22年
	一消費効率」という。)	度基準エネルギー消費
	に100分の65	効率」という。)に <u>100</u>
		分の141
第1項第1号ア(ウ)	<u>基準エネルギー消費</u>	平成22年度基準エネル
	効率であつて令和2	ギー消費効率に100分
	年度以降の各年度に	の150を乗じて得た数
	おいて適用されるべ	<u>値</u>
	きものとして定めら	
	れたもの(以下この条	
	において「令和2年度	

省略		
第1項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に <u>100分</u>
	<u>分の110</u>	<u>の165</u>
(新設)		
省略	T	
第1項第1号ウ(イ)	<u>基準エネルギー消費</u>	平成22年度基準エネル
	効率であつて平成27	ギー消費効率に100分
	年度以降の各年度に	<u>の144</u>
	おいて適用されるべ	
	きものとして定めら	
	れたもの (以下この条	
	において「平成27年度	
	<u>基準エネルギー消費</u>	
	効率」という。) に100	
	<u>分の115</u>	
(新設)		

	基準エネルギー消費	
	効率」という。)	
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に <u>100分</u>
	<u>分の75</u>	<u>∅162</u>
第1項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率	ギー消費効率に100分
		の150を乗じて得た数
		<u>値</u>
省略		
第1項第1号ウ(イ)	令和2年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率	ギー消費効率に100分
		の150を乗じて得た数
		<u>値</u>
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費	平成22年度基準エネル
	効率であつて平成27	ギー消費効率に100分
	年度以降の各年度に	<u>の150</u>
	おいて適用されるべ	
	きものとして定めら	
	れたもの(以下この条	
	において「平成27年度	
	基準エネルギー消費	

省略		
第2項第1号ア(イ)	平成27年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に <u>100分</u>
	<u>分の110</u>	<u>の138</u>
(新設)		
省略		_
第2項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率	ギー消費効率に <u>100分</u>
		の150を乗じて得た数
		<u>値</u>
第2項第1号ウ	第9条の4第14項	第9条の4第23項の規
		定により読み替えて適
		用される同条第14項
第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に100分
	<u>分の110</u>	<u>の138</u>

(新設)

•	ı	1
	効率」という。) に100	
	<u>分の120</u>	
省略		
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に <u>100分</u>
	<u>分の60</u>	<i>⊙</i> 130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率	ギー消費効率に100分
		の150を乗じて得た数
		<u>値</u>
省略		
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネ	平成22年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に <u>100分</u>
	<u>分の115</u>	<i>の</i> 144
(削除)		
(削除)		

5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号ア、第2号および第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

れ同表の右欄に掲げ	げる字句に読み替えるも	らのとする。 <u></u>
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各	令和2年度以降の各年
	年度において適用さ	度において適用される
	れるべきものとして	べきものとして定めら
	定められたもの (以下	れたものに100分の94
	この条において「令和	
	12年度基準エネルギ	
	一消費効率」という。)	
	に100分の6 <u>5</u>	
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネ	令和2年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に100分
	<u>分の75</u>	<u>の109</u>
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネ	令和2年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に100分
	<u>分の65</u>	<u>094</u>
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準工ネ	令和2年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に100分
	<u>分の75</u>	<u>∅109</u>
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準工ネ	令和2年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に100分
	<u>分の65</u>	<u>094</u>
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準工ネ	令和2年度基準エネル
	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に100分
	<u>分の75</u>	<u>∅109</u>
第2項第1号ア(イ)、	令和12年度基準エネ	令和2年度基準エネル
第2号イおよび第3	ルギー消費効率に100	ギー消費効率に100分
号ア(イ)	分の60	Ø87

第67条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の2まで 省略

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第5項に規定する 特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に 関する規定を適用する。

第7条の2の3から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

- 用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号 に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取 得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が 平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、 当該土地の価格の3分の1に相当する額(当該取得が他の土地との交換に よる取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換によ り失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換により失つ た土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附 則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産 評価基準により決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)を価格か ら控除する。
- | 2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社(同法 | 2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社(同法 | 第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。)で施行令附則第7

付 則

第1条から第7条の2まで 省略

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第7条の2の2 当分の間、租税特別措置法第4条の5第5項の規定の適用開7条の2の2 当分の間、租税特別措置法第4条の5第8項の規定の適用 を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第8項に規定する 特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に 関する規定を適用する。

第7条の2の3から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

- 第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利 第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利 用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号 に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取 得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、 当該土地の価格の3分の1に相当する額(当該取得が他の土地との交換に よる取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換によ り失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換により失つ た土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附 則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産 評価基準により決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)を価格か ら控除する。
 - 第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。)で施行令附則第7 条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に 条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に

基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭 和27年法律第176号) 第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下こ の項から第4項までおよび第11項において同じ。)で施行令附則第7条第 4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課 する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい 経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一 部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。) の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、 当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

- 3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同 法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定する ものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投 資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特 定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するも のを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌 日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価 格の5分の3に相当する額を価格から控除する。
- 4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人 (同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に 規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち 不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における 当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について は、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和3年3月31日ま での間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額 を価格から控除する。
- 省略
- 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業 6 者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事

基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭 和27年法律第176号) 第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下こ の項から第4項までおよび第11項において同じ。)で施行令附則第7条第 4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課 する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい 経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一 部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。) の施行の日の翌日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、 当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

- 法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定する ものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投 資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特 定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するも のを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌 日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価 格の5分の3に相当する額を価格から控除する。
- 4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人 (同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に 規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち 不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における 当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について は、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和5年3月31日ま での間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額 を価格から控除する。
- 省略
- 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業 者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事

業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動 産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和3年 3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1(当 該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整 備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1) に相当する額を価格から控除する。

省略

- 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法(昭和25年法律第214 号) 第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令 附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するも のを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われ たときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除 する。
- 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する9 農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号もし くは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化 または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するもの を取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課 税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和3年3月 31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する 当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合には、2 分の1)を乗じて得た額を価格から控除する。
- 1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け 住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供 される家屋をいう。)で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を

業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動 産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和5年 3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1(当 該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整 備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1) に相当する額を価格から控除する。

省略

- 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法(昭和25年法律第214 号) 第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令 附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するも のを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準の算定については、当該取得が令和5年3月31日までに行われ たときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除 する。
- 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する 農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号もし くは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化 または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するもの を取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課 税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和5年3月 31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する 当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合には、2 分の1)を乗じて得た額を価格から控除する。
- |10 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第||10 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第| 1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け 住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供 される家屋をいう。)で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を

令和3年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用 については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保 に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第 5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その 全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施 行令附則第7条第14項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行 令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸(共同 住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以 下不動産取得税において「共同住宅等」という。) にあつては、居住の用 に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定める もの)」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに 限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則 第7条第15項に規定するもの」とする。

|11 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第7項に規定する||11 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第7項に規定する 小規模不動産特定共同事業者(第1号において「小規模不動産特定共同事 業者」という。)、同条第9項に規定する特例事業者(以下この項におい て「特例事業者」という。)または同条第11項に規定する適格特例投資家 限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの(第2号 において「特定適格特例投資家限定事業者」という。)が、同法第2条第 3項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第2号に掲げる契約のうち 施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。)に係る不動産取引の目 的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるもの を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の 課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3 月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相 当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

12および13 省略

令和5年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用 については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保 に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第 5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その 全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施 行令附則第7条第14項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行 令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸(共同 住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以) 下不動産取得税において「共同住宅等」という。)にあつては、居住の用 に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定める もの)」とあるのは「当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに 限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則 第7条第15項に規定するもの」とする。

小規模不動産特定共同事業者(第1号において「小規模不動産特定共同事」 業者」という。)、同条第9項に規定する特例事業者(以下この項におい て「特例事業者」という。)または同条第11項に規定する適格特例投資家 限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの(第2号 において「特定適格特例投資家限定事業者」という。)が、同法第2条第 3項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第2号に掲げる契約のうち 施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。)に係る不動産取引の目 的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるもの を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の 課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3 月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相 当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

12および13 省略

|14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第||14 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第

42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平 成11年法律第18号) 第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第 17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第11項第7号の事業の譲 受けが記載されているものに限る。) に従つて行う当該事業の譲受けによ り施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該 不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、 当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価 格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

(新設)

(新設)

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

- |第8条の2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅または||第8条の2 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅または| 規定にかかわらず、100分の3とする。
- 2 省略

42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平 成11年法律第18号) 第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第 17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲 受けが記載されているものに限る。) に従つて行う当該事業の譲受けによ り施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該 不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、 当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価 格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

- 15 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109 条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住 誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地 適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等 促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に 対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和 5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に 相当する額を価格から控除する。
- 16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業 団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第7条第1項 第1号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得 に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令 和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に 相当する額を価格から控除する。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

- 土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の 土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の 規定にかかわらず、100分の3とする。
 - 2 省略

(不動産取得税の減額等)

定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法 律第123号) 第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事 業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した 場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施 設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課す る不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3 月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額か ら価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2および3 省略

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法 第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(そ の全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で 施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令 和3年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用に ついては、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令 和3年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の 2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」 という。) 1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的 に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの) 」とあるのは「高齢 者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の 登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で ある貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される 家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この 項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。) の居住の 用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するも の」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き 高齢者向け住宅」とする。

(不動産取得税の減額等)

|第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規||第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規| 定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法 律第123号) 第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事 業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した 場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施 設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課す る不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3 月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額か ら価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

|2および3 省略|

第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(そ の全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で 施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令 和5年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用に ついては、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令 和5年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の 2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」 という。) 1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的 に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢 者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の 登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で ある貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される 家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この 項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の 用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するも の」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き 高齢者向け住宅」とする。

宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この 5 条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築さ れた日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に 供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の 居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条におい て同じ。) を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修 工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅につい て安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質また は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定する もの(以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。) を行った後、当該住宅性能向上改修工事を行った当該改修工事対象住宅で 施行令附則第9条の3第2項に規定するもの(以下この項、次項および第 8項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、 当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したとき は、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課 する不動産取得税については、当該取得が令和3年3月31日までの間に行 われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時に おいて施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされ ていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改 8 修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象

宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この 条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築さ れた日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に 供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の 居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条におい て同じ。) を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修 工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅につい て安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質また は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定する もの(以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。) を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で 施行令附則第9条の3第2項に規定するもの(以下この項、次項および第 8項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、 当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したとき は、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課 する不動産取得税については、当該取得が令和5年3月31日までの間に行 われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時に おいて施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされ ていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6 および7 省略

宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象

住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和 3年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円(当該改修 工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土 地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象 住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸(共同住宅等にあつては、居住 の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の 2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合に は、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じ て得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

該十地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、 当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価 格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。第3項におい て同じ。) を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産 取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成 18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該 土地の価格の2分の1の額とする。

省略

第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条 第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金も しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定す る交換分合により失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第 39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場 合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合にお いて、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該

住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和 5年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円(当該改修 工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土 地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象 住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸(共同住宅等にあつては、居住 の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の 2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合に は、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じ て得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

(字地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第9条の2 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当席9条の2 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当 該十地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、 当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価 格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。第3項におい て同じ。) を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産 取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成 18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該 土地の価格の2分の1の額とする。

平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第39条の2│3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第39条の2 第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条 第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金も しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定す る交換分合により失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第 39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場 合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合にお いて、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該 価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定し た価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、 第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第9条の3から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

|第10条の2の6 令和3年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、|第10条の2の6 令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、 次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油 の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法 附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第 1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7 第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項 の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があった場合に限り、軽 油引取税を課さない。

省略

鉱さいバラス製造業を 鉱さいバラス製造業を営む者の

営む者

事業場内において専ら鉱さいの破砕または 鉱さいバラスの集積もしくは積込みのため に使用する機械(道路運送車両法第4条の 規定による登録を受けているものを除く。) の動力源の用途

価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定し た価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、 第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第9条の3から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油 の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法 附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第 1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7 第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項 の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽 油引取税を課さない。

省略

鉱さいバラス製造業を 鉱さいバラス製造業を営む者(租税特別措 営む者

置法第10条第8項第6号に規定する中小事 **業者または同法第42条の4第8項第7号に** 規定する中小企業者(以下この表において 「中小事業者等」という。) に限る。) の 事業場内において専ら鉱さいの破砕または 鉱さいバラスの集積もしくは積込みのため に使用する機械(道路運送車両法第4条の 規定による登録を受けているものを除く。) の動力源の用途

省略

廃棄物処理事業を営む廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令(昭和46年政令第300号)第3条第3号口 に規定する埋立地をいう 。)内において専ら廃棄物の処分 のために使用する機械(道路運送車両法第 4条の規定による登録を受けているものを 除く。)

の動力源の用途

省略

2 および3 省略

- 条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。
 - (1)から(3)まで 省略
- 5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の|5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の|

省略

廃棄物処理事業を営む 廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 合(昭和46年政令第300号)第3条第3号口 に規定する埋立地をいう。以下この項にお いて同じ。)内において専ら廃棄物の処分 のために使用する機械(道路運送車両法第 4条の規定による登録を受けているものを 除く。)で、廃棄物の処理及び清掃に関す る法律(昭和45年法律第137号)第14条第12 頃に規定する産業廃棄物処分業者または同 法第14条の4第12項に規定する特別管理産 業廃棄物処分業者(これらの者のうち中小 |事業者等を除く。)が廃棄物の埋立地内に おいて専ら産業廃棄物の処分のために使用 するもの(一般廃棄物の処分のために使用 することが必要であると認められるものを 除く。)以外のものの動力源の用途

省略

2および3 省略

- 4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶|4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶| の使用者が、令和3年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに の使用者が、令和6年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに 係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定に 係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定に より読み替えられた第55条第1項(第3号に係る部分に限る。)および同 より読み替えられた第55条第1項(第3号に係る部分に限る。)および同 条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。
 - (1)から(3)まで 省略
- 船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の│船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の│ 相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第 相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第

11項に規定するものに基づき、令和3年3月31日までに当該引取りに係る 軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合に は、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第 3項の規定により読み替えられた第55条第1項(第3号に係る部分に限 る。) および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7から第10条の2の9まで 省略

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

し、自動車が第66条第1項または第2項(これらの規定を同条第4項 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規| 定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー 消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」 という。)につき第66条第1項または第2項の規定の適用を受ける自動車 (以下この項において「減税対象車」という。) に該当するかどうかの判 断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行 った自動車についての認定または評価であって、当該認定または評価の事 実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当する かどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の 10に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をする。 2 および3 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

欄に掲げる字句とする。

11項に規定するものに基づき、令和6年3月31日までに当該引取りに係る 軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合に は、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第 3項の規定により読み替えられた第55条第1項(第3号に係る部分に限 る。) および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7から第10条の2の9まで 省略

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第10条の2の10 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関第10条の2の10 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関 し、自動車が第66条第1項または第2項(これらの規定を同条第4項また は第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規 定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー 消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準| という。)につき第66条第1項または第2項の規定の適用を受ける自動車 (以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判| 断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行 つた自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事 実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当する かどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の 10に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をする。 2 および3 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項(これ 第10条の2の11 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項(これ らの規定を同条第4項 において読み替えて準用する場合を含 らの規定を同条第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含 む。)ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の む。)ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項	において	100分の 1	100分の0.5
読み替えて準用する場合を含	(む。)		
第2項(第4項	において	100分の 2	100分の 1
読み替えて準用する場合を含	(む。)		
省略			

自家用の乗用車に対する第66条第2項(同条第4項 におい 2 て準用する場合を含む。以下この項において同じ。) および第3項の規定 の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令 和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」 とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100 分の2 とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

- 運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行 の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自 動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(以下この項お よび次項において「路線バス等」という。) のうち、次の各号のいずれに も該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備ま での通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するもの に限る。) で最初の第61条第3項に規定する新規登録(以下この条から付 |則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるもの に対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3 年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法 律第91号) 第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号および第3項 第1号において「基本方針」という。) に令和2年度までに導入する台 数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

第1項(第4項 <u>または第5項</u> において	100分の 1	100分の0.5
読み替えて準用する場合を含む。)		
第2項(第4項 <u>または第5項</u> において	100分の 2	100分の 1
読み替えて準用する場合を含む。)		
省略		

自家用の乗用車に対する第66条第2項(同条第4項または第5項におい て準用する場合を含む。以下この項において同じ。)および第3項の規定 の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令 - 和 3 年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第 2 項中 「100分の 2 川 とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100 分の21とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

|第10条の2の12||道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車||第10条の2の12||道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車| 運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行 の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自 動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(以下この項お よび次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれに も該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備ま での通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するもの に限る。) で最初の第61条第3項に規定する新規登録(以下この条から付 - 則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるもの に対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5 年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

> (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法 律第91号) 第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号および第3項 第1号において「基本方針」という。)に令和7年度までに導入する台 数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるもの に対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3 年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 「という。)から650万円(

乗車定員30

人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては、200 万円)を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自 動車に該当するものであること。
- (2) 省略
- 3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経 営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該 当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3 号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上 させるもの(施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。)で 初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該 乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「と る。
- (1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自 動車に該当するものであること。

(2) 省略

- |2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子|2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子| を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則 を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則 第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるもの に対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5 年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 「という。)から650万円(乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項 に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般 乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定す る路線定期運行の用に供する自動車(空港法第2条に規定する空港または 同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもの で総務省令で定めるものに限る。) にあつては800万円とし、乗客定員30 人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200 万円とする。)を控除して得た額」とする。
 - (1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自 動車に該当するものであること。
 - (2) 省略
 - 営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該 当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3 号において「高齢者、障害者等」という。) の移動上の利便性を特に向上 させるもの(施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。)で 初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該 乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「と いう。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とす。いう。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とす る。
 - (1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自 動車に該当するものであること。

(2)および(3) 省略

4 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図 4 るための装置(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

(2)および(3) 省略

車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう 次項および第6項において同じ。)が8トンを超え20トン以下のトラック (総務省令で定めるけん引自動車および被けん引自動車を除く。次項第3 号および第4号において同じ。)であつて、同法第41条第1項の規定によ り平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑りお よび転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項 において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上または公害防止 その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「車 両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により 平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物 との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項 において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上または公 害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項にお いて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1 項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定めら れた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項 および次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上または 公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項に おいて「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)および同条第1項 の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められ た左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項お よび第6項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上または 公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(第6項 において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適 合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車 線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもの(総務省令で定める ものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用 については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに

限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除 して得た額」とする。

- (1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および次条第2項第2号において同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の11第9項に規定するものに限る。)(以下この条において「バス等」という。)であつて、同法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)および同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この条において同じ。)であつて、道路運送車両法第41条第1項の規

定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた 車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装 置に係る保安基準または同項の規定により平成27年8月1日以降に適用 されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のい ずれか2以上に適合するもの

- 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御|5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御| 項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条 の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつて は当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行わ れたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令 和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中 「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」 とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等

であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26 年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制 動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以 降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安| 基準のいずれにも適合するもの

- (2)から(4)まで 省略
- |6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動|(削除) 制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則附則第4条の11第15項に規定 するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の 適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたと きに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を 控除して得た額」とする。

装置および車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第14 装置および車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第14 項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条 の規定の適用については、

当該自動車の取得が令

和3年10月31日まで に行われたときに限り、同条中 「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」 とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(総務省令で定めるものに限る。) またはバス(総務省令で定めるものに限る。)(次号において「バス等」 という。)であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26 年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制 動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以 降に適用されるべきものとして定められた車線挽脱警報装置に係る保安 基準のいずれにも適合するもの
- (2)から(4)まで 省略

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第 1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定 められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車 両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべき ものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同項の 規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められ た衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送 車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべ きものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同項 の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定めら れた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するも \mathcal{O}
- は車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車 両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきも のとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののう ち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第16項に規 定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定 の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日 (バス等および) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10 月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 「という。)から175万円を控除して得た額」とする。
- |8 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される|7 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される| 申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用 を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事 項の記載がある場合に限り、適用する。
- バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしく │6 車両総重量が8トンを超えるトラック(総務省令で定める被けん引自動) であつて、道路運送車 車を除く。) 両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきも のとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののう ち、側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第16項に規 定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定 の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日

までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用 を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事 項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

- |第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第73条の5第1項第1||第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第73条の5第1項第1| いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。次項なら びに 次条第4項および第5項において同じ。)、メタノール自動車 (専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第 5条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同 混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料とし て用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第 5項において同じ。) およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力 併用自動車(第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。次条 第4項および第5項において同じ。) ならびに自家用の乗用車(三輪の小 型自動車であるものを除く。以下この条および次条において同じ。)、第 73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車および キャンピング車を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の 自動車税の種別割に係る第73条の5第1項から第3項までの規定の適用に ついては、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において 「ガソリン自動車」という。)または同項第2号に規定する石油ガス自 動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3 月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から 起算して14年を経過した日の属する年度
 - (2) 第66条第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽 油自動車」という。) その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成 22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた 日から起算して12年を経過した日の属する年度

(自動車税の種別割の税率の特例)

号ア (ア) に規定する電気自動車をいう。次項および *** 次条において同 号ア (ア) に規定する電気自動車をいう。以下この条および次条において同 じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用しじ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用し いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。以下この 条ならびに次条第4項および第5項において同じ。)、メタノール自動車 (専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第 5条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同 じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの)じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの) 混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料とし て用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第 5項において同じ。) およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力 併用自動車(第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。次条 第4項および第5項において同じ。)ならびに自家用の乗用車(三輪の小 型自動車であるものを除く。以下この条および次条において同じ。)、第 73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車および キャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の 自動車税の種別割に係る第73条の5第1項から第3項までの規定の適用に ついては、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において 「ガソリン自動車」という。)または同項第2号に規定する石油ガス自 動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3 月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から 起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第66条第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽 油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成 24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた 日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

- |2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用|2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用 については、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。) については が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受け た場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または 第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるも のに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車お よびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種 別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの 間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) 省略
 - (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平 成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1 項第1号ア(ア) a に規定する排出ガス保安基準(以下この号において「排 出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第5条の2第1項に規定す るものに適合するもの

または同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日 (車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10 月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 で施行規則第9条の2第3項に規定するもの(以下この号

において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、 窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値 の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定する **もの**

- (3) 省略
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア

/	レ	`	m
И	Ħ		Ш

- 、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの 間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平 成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1 項第1号ア(ア) a に規定する排出ガス保安基準(以下この号において「排 出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第5条の2第1項に規定す るもの(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。) に適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日 (車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10 月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 で施行規則第9条の2第3項に規定するもの(以下この号および第5項 第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、 窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値 の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定する **もの**
- (3) 省略

- (ア) a に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(<u>次項第1号</u>において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が<u>同条第1項第1号ア(ア)b</u>に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(<u>次項第1号</u>において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が<u>同条第1項第1号ア(イ)</u>に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア) a に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) b に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、第66条第1項第3号ア (ア) a に規定する平成30 年軽油軽中量車基準または同号ア (ア) b に規定する平成21年軽油軽中量 車基準に適合する乗用車

省略

3 次に掲げる自動車 に対する 第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車(自 家用の乗用車およびキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平 成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の 自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自 動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該

- (ア) a に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同号ア(ア) b に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号ア(ウ) に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア) a に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同号ア(ア) b に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、<u>第66条第1項第3号ア(ア)</u>に規定する平成30 年軽油軽中量車基準または<u>同号ア(ア)</u>に規定する平成21年軽油軽中量 車基準に適合する乗用車

省略

3 次	に掲げる自動車	I <u>(前項の規定の適用</u>	目を受けるもの	<u>を除く。)</u>	_に対する
第73	3条の5第1項お	よび第2項の規定の	の適用については	は	

自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車およびキャンピング車にあつ ては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた 場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる 第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

(1)および(2) 省略

省略

4 第2項(第4号および第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用4 第2項第1号から第3号まで の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登 録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用 の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登 録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

(新設)

当該自動車が

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた 場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

(1)および(2) 省略

省略

- に掲げる自動車のうち、自家用 の乗用車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該自家用 の乗用車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該自家用 の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登 録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用 の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登 録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。
 - 5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。)に対する第73条の5第1 項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日 から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年 度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和 5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自 動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) 電気自動車
 - (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するものまた は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの で総務省令で定めるもの

(新設)

- (3) 第66条第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第66条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

|第10条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付||第10条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付 則第10条の3第2項または第3項 に規定する窒素酸化物 の排出量またはエネルギー消費効率についての基準(以下この項において 「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項から第4項まで の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。) に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に 基づき国土交诵大臣が行つた自動車についての認定または評価であつて、

同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中 量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素 酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年 度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和 2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中 量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素 酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年 度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和 2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽 中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度 基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2 年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

則第10条の3第2項、第3項、第5項または第6項に規定する窒素酸化物 の排出量またはエネルギー消費効率についての基準(以下この項において 「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項から第6項まで の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。) に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に 基づき国土交诵大臣が行つた自動車についての認定または評価であつて、 当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につ」当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につ

き減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとし て施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同 じ。) に基づき当該判断をする。

2 および3 省略

第10条の4から第14条の2の2まで 省略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の 特例)

別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この条に おいて「特定管理株式等」という。)、同項に規定する特定保有株式(以 下この条において「特定保有株式」という。) または同項に規定する特定 口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株 式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失 ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に 掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株 式等、特定保有株式または特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損 失の金額として施行令附則第18条の3第1項に規定する金額は付則第14条 の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失 の金額とそれぞれみなして、この条、前条および付則第14条の2の6の規 の金額とそれぞれみなして、この条、前条および付則第14条の2の6の規 ○ 定その他の県民税に関する規定を適用する。

2および3 省略

第14条の2の4から第21条まで 省略

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の 課税標準の特例)

|第22条 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震||第22条 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震|

き減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとし て施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同 じ。) に基づき当該判断をする。

2 および3 省略

第10条の4から第14条の2の2まで 省略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の 特例)

第14条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特開14条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特 別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この条に おいて「特定管理株式等」という。)

> または同項に規定する特定 口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株 式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失 つたことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に 掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株 式等 または特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損 失の金額として施行令附則第18条の3第1項に規定する金額は付則第14条 の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失 定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 および3 省略

第14条の2の4から第21条まで 省略

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の 課税標準の特例)

およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失し、 または損壊した家屋(以下この項および次項において「被災家屋」という。) の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋 に代わるものと知事が認める家屋(以下この項および次項において「代替 家屋」という。) の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して 課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3 月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する 当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じ て得た額を価格から控除する。

- 2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の 2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の 土地」という。) の所有者その他の施行令附則第31条第2項に規定する者 が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知 事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する 不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日 までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土 地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価 格から控除する。
- 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となつた農 3 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となつた農 B 用地(農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をい う。以下この項および第6項において同じ。)であると農業委員会(農業 委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書また は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長) が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成23年 3月11日における所有者(農業を営む者に限る。) その他の施行令附則第 31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める 農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産 取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに 行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の 面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格か

およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失し、 または損壊した家屋(以下この項および次項において「被災家屋」という。) の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋 に代わるものと知事が認める家屋(以下この項および次項において「代替 家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して 課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3 月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する 当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じ て得た額を価格から控除する。

- 土地」という。) の所有者その他の施行令附則第31条第2項に規定する者 が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知 事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する 不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日 までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土 地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価 格から控除する。
- 用地(農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をい う。以下この項および第6項において同じ。)であると農業委員会(農業 委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書また は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長) が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成23年 3月11日における所有者(農業を営む者に限る。) その他の施行令附則第 31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める 農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産 取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに 行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の 面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格か

ら控除する。 ら控除する。 4から6まで 省略 4から6まで 省略 第23条から第28条まで 省略 第23条から第28条まで 省略 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第29条 省略 第29条 省略 (新設) 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル ス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則 第5条の4の2第1項および第3項ならびに第21条第3項の規定の適用に ついては、付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和 17年度」と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項中「令和3 年」とあるのは「令和4年」とする。 以下省略 以下省略